

## 編集委員会内規

制定：2016年10月8日

### 1 総則

本内規は、日本図書館情報学会規約第12条に基づき、編集委員会（以下、「本委員会」）の運営に関して定める。

### 2 使命

本委員会は、会員が研究成果を発表する場を提供し、会員相互のオープンな学術的議論に資するとともに、発表内容の質的保証を目的として、『日本図書館情報学会誌』（以下、「学会誌」）の編集活動を行うものとする。

### 3 活動

本委員会は、次の活動を行う。

- (1) 学会誌への投稿を受け付け、審査後、受理の可否を決定する。審査に関する手続きは、別に定める学会誌「掲載原稿および審査に関するルール」にもとづく。
- (2) 学会誌の入稿・校正等の作業を行う。
- (3) 学会誌の編集方針を定める。
- (4) 学会誌の転載許諾について検討する。
- (5) 学会誌の広告掲載に関する作業を行う。

### 4 構成

- (1) 本委員会は委員長1名、および10名以内の委員から構成される。
- (2) 委員長は、常任理事の中から会長がこれを指名し、理事会の承認を経るものとする。
- (3) 委員は、会員の中から委員長がこれを常任理事会に推薦し、常任理事会の承認を経るものとする。
- (4) 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。ただし、委員長に事故あるときは、予め委員長が委員から指名した委員長代理がその任にあたる。

### 5 任期

- (1) 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
- (2) 委員に欠員が生じた場合、4(3)の手続きに基づき、委員を補充することができる。後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### 6 委員会の開催

本委員会は年1回以上開催する。また、電子メールによる審議を行うことができる。

## 7 改廃

本内規の改廃については、本委員会の議を経て、常任理事会によって審議・承認されるものとする。

付則 本内規は、2016年10月8日から施行する。